リハビリテーション科ニュース

発行所・発行人
小諸厚生総合病院
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科
E-mail
K-reha@ma.ctk23.ne.jp
09.04.01発行

介護報酬が改定されました

介護保険でサービスを受ける際にかかる費用である介護報酬は、介護保険が施行されてから3年ごとに改定されています。今年4月にも3度目の改定が行われました。どのようなところが変わったのか、リハビリテーション（以下リハビリ）に関することを中心に紹介します。

ケガや病気で入院してリハビリを行い、退院後も継続が必要な場合、または在宅で生活していて機能が低下してリハビリが必要となった場合にリハビリを行う方法として病院に外来通院をする、通所リハビリ（デイケア）を利用する、施設に入所して行う等があります。

今まで機能を維持するために外来通院をしていた方は、今回の改定で短時間の通所リハビリ利用が可能となり、介護保険を利用して個別リハビリを中心としたサービスを受けることができるようになりました。ただし認定を受けて要介護と判定されていなければなりませんし、効果を得るためには少なくとも週2日は利用することが望ましいとされています。

退院後に通所リハビリを利用し始めた方や老人保健施設に入所した方の場合、早い時期の集中的なリハビリは効果的といわれ、利用開始から3ヶ月までのリハビリに関する費用が今までより高くなっています。また、短期入所をした際にも必要な場合には個別のリハビリを受けることができるようになりましたので、家で生活していて機能が少し低下してしまった場合など、短期間の集中的なリハビリが必要な場合に利用していただくとよいでしょう。

最近注目されている認知症については、リハビリの効果があるとの調査結果があり、条件によっては施設入所や通所リハビリで対応できるようになっています。

また、訪問リハビリについてみると、今までは費用が一日いくらという形で設定されていましたが、今回からは二十分ごとに加算される形となり、行った時間により費用が異なるようになりました。利用者さんそれぞれに必要なリハビリ内容によって時間や費用が異なりますのでご了承ください。

今回の改定により限度額の関係で今まで受けていたサービスが受けられなくなったという方もいるかもしれません。本当に必要なサービスがしっかり受けられるようケアマネジャーさんとよく相談することが大切だと思います。

リハスタッフも今後も質の高いサービスを提供できるよう頑張っていきたいと考えていますので、ご理解ご協力をお願いします。

（老人保健施設こまくさ

編集後記

今年は暖冬の影響もあり、桜の開花の例年よりややはやくなるでしょうか。
小諸では懐古園、上田では上田城など様々な桜の名所がありますね。
徐々に暖かくなってきましたが、まだ朝晩は冷え込むこともあり、寒暖の差があるのでお花見の際は風邪などひかないようにきをつけ

お知らせ

四月からリハビリテーション科の体制が変わりました。
理学療法士の花田さん、作業療法士の有坂さんが病院から老人保健施設こまくさへ、理学療法士の西島さん、作業療法士の田島さんがこまくさから病院へ異動となりました。
少し体制が変わりますが、よろしくお願いします。

リハビリ担当　久保田）